

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 24 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02406

研究課題名(和文)中近世ヨーロッパにおける「正しい認識力」観念の変遷

研究課題名(英文)The Vicissitudes of Concepts of "Right Congition" in Medieval and Early Modern Europe

研究代表者

皆川 卓(Minagawa, Taku)

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号：90456492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は中近世における「正しさ」の観念を、北西ユーラシア・キリスト教諸地域について比較したものである。その結果以下の点が解明された。霊(精神)、暴力、多数決の解釈がポイントとなること、各国の「正しい認識」の差違の背景には、聖書および人文知の受容を巡る差違があること、「脱魔術化」論への批判的再検証が必要であること、「正しさ」が近世国家の正当化に用いられ、レジティマシーとなる場合には、自らを閉鎖し、「正しい認識」であることを止めるのに対し、それが神学的実在を求める「正しさ」=オーソドキシとなる場合には、他者との関係で常に上書きされ、抽象的な「正しい認識」に発展することである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果、国民国家成立以前である当該期においては、国家単位の自他意識は他の自他意識と同様選択的であり、ローマ的伝統やキリスト教諸宗派という単位も絶対的ではないことが判明した。むしろ決定的なのは、聖書や人文知などのコミュニケーションの使われ方である。その中での「正しさ」がレジティマシー(国家的正当性)となった場合にはそれ自体閉鎖化し、他の「正しい認識」から分離した形式知になるのに対し、オーソドキシ(宗教的・信条的正当性)に留まった場合には、普遍性を求めるがゆえに他の「正しさ」とのコミュニケーションを生み、実在を巡ってより客観化された「正しい認識」に展開していった。

研究成果の概要(英文)：This study compares the concept of 'correctness' in the middle and early modern period with that in northwestern Eurasia and Christian regions. As the result, following points were clarified. (1) Interpretation of the spirit, violence and majority rule is the key point, (2) the background of differences in "correct recognition" among countries is differences in acceptance of the Bible and humanities knowledge, (3) critical reexamination of the theory of "de-magicization" is necessary, and (4) when "correctness" is used to justify a modern state and becomes a resiliency, one closes oneself and stops being "correct recognition," but when "correctness" = orthodoxy, which requires a theological existence, it is always overwritten by the relationship with others and develops into an abstract "correct recognition."

研究分野：近世西中欧国制史

キーワード：キリスト教社会 脱「脱魔術化」 霊 精神(spiritus)と有機体 旧約聖書と新約聖書 レジティマシーとオーソドキシー ローマの理解と政治的正義 多数決 正しい暴力

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者の皆川が、17世紀末の神聖ローマ皇帝レオポルト1世の「現実外交」の意図を彼とカプチン会修道士の書簡から分析したところ、その宗派的寛容姿勢の背景に、政教分離に基づく近代的国家理性ではなく、皇帝の信仰を導く当該修道会の自然観が存在したことを発見し、近世後期の国家理性がキリスト教イデオロギーと深く結びつき、近代合理主義的とされている「正しさ」には、宗教的観念に支配されているケースが多いことが分かった。そこでキリスト教世界で見られる以上のようなケースを歴史的にどう再定位するかが問題となった。

### 2. 研究の目的

12世紀から18世紀の北西ユーラシア・キリスト教世界を指す各地において、政治およびその基底にある思想的な「正しい認識」が、主に自身と異なる「他者」との比較という局面においてどう把握され、さらにそれらがどう相互に作用しあったかを分析し、その全体像を探求した。

### 3. 研究の方法

各研究者の例示を検討した結果から浮かび上がった重要論点を定め、それに近い研究者が次の例示を担当するリレー方式でそのアップデートを図り、いち早く成果に至るようにした。

### 4. 研究成果

#### 【1. 神学的観念における「正しさ」の展開と政治的活用】

共同研究者は皆川の論点開示に対し、前近代でも政治や法の判断に宗教的基準を参照する機会は限定的である一方、近代的理性自体に「脱魔術化」よりもむしろキリスト教の再活性化という側面もあること、すでに世俗的・非キリスト教的影響が、教会のイデオロギーの中に存在する可能性もあること、キリスト教世界にはロシアのように「近代」に近づくに従って神意が神格的人格との結びつきを強め、聖職者が自由に神意を語れなくなる地域もあること、が指摘された。以上により、「世俗化」の文脈で語られてきた問題を批判的に示す例が必要という結論が得られ、第一に宗教知と経験知の関係に関する例示を、自然哲学史の坂本が担当することとなった。

坂本は「科学革命」を、知を根拠づける権威が古典から経験に移行する過程に限定化されている近年の傾向を踏まえ、急進的な聖書主義の知的ネットワークに焦点を当てた。その展開は反三位一体信仰集団「ソツィーニ派」の思想的影響において跡付けることができる。この派は *sola scripta* (「(聖書の)文字通り」の意味) の原則から三位一体を否定したため、自然神学的な神の遍在の問題に関わらざるを得なくなり、それをも否定することになる。彼らは信仰集団としては衰退するが、その言説は言論界の中で、存在を思惟と物質(延長)と見なし、神の自然界での遍在を否定する議論に発展する。神の本質を思惟としてその偏在を否定するデカルトや、逆にそれを霊(精神)という物質と見なししてその偏在を否定するホッブズの着想はこの言説に依拠し、ここから有限な人工物としての国家の観念が生まれた。すなわち聖書への権威の集中が、神と世界を切り離し、神の意志から自立して動く「世俗化された」世界の観念を生み出した。

この例示を共同研究者間で検討した結果、自然法観念からの決別と正義の人工的創造はこの「正しさ」の転換によること、理性の範囲を限定して現実と正義の新たな一致を求める主張は、すでに古代末期の公会議に見られ、カトリシズムで教条化したのち、新約聖書に依拠した宗教改革急進派がそれに立ち戻り、「世俗化」と呼ばれる運動を推進した可能性が高いこと、それを新しい構造に取り込むのは教義の操作よりも言葉とコミュニケーションの問題であること、が指摘された。以上により、旧約聖書が「正しい認識」の感覚に決定的影響を与えた地域の状況、および「正しい認識」の根拠として *sola scripta* が浮上した事情、の二点の解明が求められ、前者の例示を三浦、後者の例示を鈴木が担当することになった。

三浦の例示は、修道院の大土地所有が展開した15世紀後半、この土地の帰属を巡って生じたモスクワ大公と教会との緊張に宗教上の自他意識が絡み合っており、君主が地上における神の代理人(アウトクラトル)という観念が成立する過程である。当時のロシアでは「荒野修道院」が開墾を進めて大土地所有を形成し「ツァーリ」を称したイヴァン3世はこれを批判して、ビザンツの伝統を守り異端への寛容と修道院の無所有を唱える修道士たちと結ぶ気配を示した。これに対し修道士ヨシフ・ヴォロツキイの率いる所有肯定派は、旧約聖書によりつつ、正統を守るために異端である彼らを暴力で排除し抹殺せねばならず、この「神の鞭」を担う任務こそ地上の神の代理人であるツァーリであると主張した。ツァーリの彼らへの鞍替えにより、反対派は「異端」として弾圧され、ロシア固有の「アウトクラトル」権威が形成されることになる。

この例示に対して共同研究者が検討を加えた結果、ツァーリ権力の根拠となったビザンツはオーソドクシーを保証する制度的枠組みを与えただけであり、ロシア正教会およびロシアの政治社会における「正統」の実質は、15世紀ロシア修道制の思想的多様化に続いて生じた、祭政一致主義による純粋宗教主義の抑圧の過程で、ローマやビザンツの伝統を政治的に選択して構成され、同時に「正しさ」のアンチテーゼである異端の基準もそれに沿って具体化されたこと、したがって「正しさ」の観念も、宗教・世俗二元主義的な西欧とは異なる著しく政治的なものになったこと、旧約聖書の活用もこの過程においてなされたこと、が指摘された。

今一つの例示は、*sola scripta* を「正しい認識」の基礎であるとする発想を掲げ公会議で

活躍したフランスの神学者ジャン・ジェルソンの聖書解釈論である。暴君殺害論を批判するジェルソンは、独自の聖書解釈論を着想し、その後のコンスタンツ公会議で議題となった教皇首位権やフスの聖書主義批判の中で発展させた。彼の *sola scripta* とは、シスマによる権威の空白の中で聖書を権威づけるための理念であった。それは単に「むき出しの言葉」「テキスト上の文法」ではなく、「それが語られた理由」を前提に読むことで「正しい認識」に到達するのであり、それには他の箇所との調和的解釈、すなわち文脈や著者の意図への理解が必要で、「むき出しの言葉」の解釈は、暴君放伐や僭称教皇、異端を生む。その「正しい認識」に導くのは「聖霊」であり、「教会」=カトリック教会はこの聖霊の受け手として意味づけられる。

この例示を共同研究者間で検討した結果、ジェルソンの *sola scripta* に対する「正しい認識」はスコラ学の研究蓄積からも把握される必要があること、公会議の権威の「正しさ」としてジェルソンが示した「聖霊（精神）の導き」は、すでに公会議固有の「レジティマシー」（政治団体を正当化する正統性）ではなく、すべての者が語りうる「オーソドキシ」（宗教的・信条的な正統性）であり、それゆえ公会議運動が「聖霊」の力で「言葉通りに」聖書を解釈し権威づける宗教改革によって克服されるのは不可避だったこと、それが坂本が示したように、遍在論争を通じて、「正しい認識」をもたらす力が普遍的な聖霊から物質としての精神への変容へと至ることは、蓋然性の高いプロセスであること、ジェルソンはその意味で、カトリック教会から「正しさ」の基準としての聖霊を解き放ち、宗教改革の間を架橋したといえること、が指摘された。

## 【2. 政治における「正しさ」の発展と宗教の意義】

神学理論における「正しさ」の政治的影響が具体化したところで、政治固有の「正しさ」と考えられてきた領域への再検討の必要が共有され、北西ユーラシアの政治社会によく見られる「正しさ」の発見方法とされる合議や司法は、どの程度キリスト教の教義や神学から自立した独自の「正しさ」を発展させたのかを、共同研究者の小山、長谷川、田口が分析した。

小山は近世ポーランド国会の自由拒否権が、無制約な代表的具現と否定的に理解されている点を指摘する。実際には、近世ヨーロッパで多数決が正しさの表象と観念されたのはかなり後のことであり、それまでは権力的手段にすぎないという見方が支配的であった。ポーランドの自由拒否権も、そうした状況から初めて理解できる。自由拒否権は 1652 年に議員シチンスキの退席による国会の流会に始まるが、それは 17 世紀半ばのポーランド=リトアニア国家の現実に即した制度であり、実際 17 世紀の国会における自由拒否権の行使によって、国会の機能が麻痺したという事実はない。国会議長フレドロの国家論を詳細に分析すると、自由拒否権は広大で意思統一が困難な同国のシュラフタ（貴族）の合意を確保し、より正しい判断をもたらすための権利であり、国王の専制と外交的失策を防ぎ、地域的な軍制によって国家を防衛する手段であった。自由拒否権はこうした現実主義と同時に、統治権力の腐敗が専制（僭主政・寡頭政・衆愚政）によって生じるという国制観にも依っていた。

以上の例示について、共同研究者からポーランドの合議体や政治の運営、先行する中世の状況について事実の確認がなされたのち、以下の諸点が指摘された。自由拒否権の「正しさ」の基盤は 17 世紀当時の政治的現実に由来する経験知であり、それがのちの時代に教条的な形式知に空洞化したこと、自由拒否権の無制約性のイメージは、アリストテレスのポリス観やローマ国制の歴史叙述の可能性もあるが、古い国制史学派の偏見の可能性もあること、抽象的・理想主義的な自由拒否権が現実政治論として展開されたのがポーランドの特徴であること、ペシムスティックな自然論から出発して抽象的国制を帰結している点ではホップズやルソーの社会契約説と共通しているが、ホップズとは逆の結論になることについては検討が必要であること、そして自由拒否権の論議は、専制化の傾向を強める周辺諸国を意識し、それに対するアンチテーゼとして形成されたこと、つまり他者の政治的「正しさ」との論争のために形成されたこと、である。

一方この多数決の「正しさ」の感覚の由来、背景と制約について、近世末のシャンパーニュの村マコンの例から詳細に分析したのが長谷川である、アンシアン・レジーム期のフランスの場合、各地の多様な慣習（法）とローマ法的観念を結合させ、王国全体の団体的編成の完成を目指す 17 世紀の法学者ジャン・ドマの法理論が契機となる。そこでは各地のコミュノテ（共同体）が社団として位置づけられ、その住民（原則として家長）の集会を招集し、住民を代表する村総代を選出する方法として、多数決のレジティマシーが論じられている。これを住民が実際にどう観念していたかを示すのが、1774 年に上述のマコンから地方長官補佐に提出された請願書である。そこでは村総代の選出に際し、住民間で意見が分かれ、「健全さ」に基づいて議事が行われ、公開投票（声）による多数決で選出したものの、地方長官宛に結果の確認が求められている。住民の署名の状況から見て政治的対立は認められない。したがってこの請願書には、具現性に起因する将来の敵対や論争の再燃を防ぐため、総意を確立したことを誓約し、上級権力を巻き込んで確認する意味があったと推定され、多数決の数原理は、ここでは万能の「正しさ」ではないことになる。そこで考えられるのが、質原理としての「正しさ」である。それは史的には「健全性」という言葉で表現され、教会の志向する全会一致（聖霊による一致）の影響を想起させる。多数決原理が 18 世紀の村に根を下ろしたことは確実で、村の議事を記録する文書化の普及もそれと関係すると思われるが、「正しさ」の質原理に対する関心はなお強かったことが伺える。

以上の例示に対し、共同研究者からは機能的にもキリスト教的にも正当化されうる「籤」の役割や、上位権威によって確認されることの意味について背景の確認がなされた後、以下の諸点が指摘された。1770 年代のマコンではローマ法的な多数決の「正しさ」が浸透しており、日常的秩序を形成していること、ただし依然として数原理は強制装置でもあり、「正しさ」の質を担保

する必要があると認識されていたこと、それはなお中世教会以来の霊的な一体性を志向する「健全」という言葉で表現されていること、文書にして残す行為の意味をさらに分析する必要があること、コミュニテで処理できず、国家的なレジティマシー(地方長官の確認)が要請される場合、論理的には神的権威を持つ国王のレジティマシー付与も問題になりうること、住民集會に包摂されない流動的住民の動向や人口などの要因が「正しさ」に影響する可能性もあること、である。

北西ユーラシア史における「正しさ」を具現するもう一つの制度が司法である。田口によると、近年では法史の領域でも、裁判との関係で一般的な「正しさ」との関係が注目されており、それは特に「裁判」と「正義」の観念が未分離であり、統一的制定法がないまま帝国共通の裁判制度が形成された「帝国改革」の時期に当てはまる。15世紀の神聖ローマ帝国裁判制度案の始まりは、コンスタンツ公会議で活動した聖職者でライン宮中伯学識顧問のフェーナーが、教会改革の一部として示した案である。裁判制度の構想はバーゼル公会議の開催と並行して広がり、リユーベック司教シェーレが教会裁判・世俗裁判の分離と名誉観念に起因する裁判手続きの旧慣の廃止を提言した他、トリニア聖堂参事会員である哲学者クザーヌスも、帝国各地に選帝侯の任命による有給常駐・多数決制の裁判所を置き、裁判領主(領邦)の上訴審となす案を構想する。またマクデブルク大司教代理のトーケは、バーゼル公会議の前後に二つの司法制度改革を提言している。公会議以前の案に比べ後の案では、諸身分と並んで学識法曹を裁判官とし、専門性が高まった案となっている。「皇帝ジギスムントの改革」の裁判所案は両剣論的な構想に立ち、教会裁判権の限定と教会による世俗裁判への介入の否定を強調し、皇帝を中心に据えている点で異色である。その帝国裁判所改革の運動が公会議から帝国集會に移った1454年で、トリニア大司教ヤーコブはパリ高等法院をモデルとした常設の帝国裁判所の創設を提言する。この裁判所は執行など裁判の効果を重視した半面、最終的判決は皇帝と選帝侯に委ねられ、判事は帝国諸身分に限られた。彼の学識顧問リーザーの訴えを受けて選帝侯団による裁判制度案が示され、それは教会裁判権からの独立や機構面ではより革新的だが、領主裁判権に対してはより制約的である。以上からは、正義とは裁判で実現される平和という観念が強まり、それに沿って手続き、制度両面の発展が示され、教会裁判権からの自立性も強まっているが、一方で裁判の主導権は帝国諸身分が握り続け、学識法曹に委ねる発想は抑えられていることがわかる。

この例示について、まず共同研究者から時代背景とテキスト同士の関係、その分布、当時の法制や司法手続に関する照会がなされ、皇帝の不在の中での治安の乱れという事情、構想の伝播ルートとしては、現在でも各地に散在するテキストよりも公会議での意見交換の方が可能性として高いこと、この段階の帝国には司法の雑多な法源はあっても編纂法典などの実態法はなく、司法的解決自体が「正しさ」と観念され始めたばかりであること、弁護士や公証人などの手続きスタッフは存在すること、が確認された。そののち共同検討に入り、パリ高等法院をモデルとする背景には教皇庁法曹との関係が認められること、改革案の起源は聖職者の教会改革運動で、それが選帝侯、皇帝を巻き込んでいったこと、聖俗の裁判権の未分離状態はなお残ること、聖職者たちが教会改革の一環と考えて構想した案が、公会議の移転によって徐々に帝国のそれに置き替わっていること、裁判費用の負担の問題も裁判の性格を知るうえで重要なこと、が指摘された。

### 【3. 「正しい認識」としての宗教的暴力】

政教分離の原則が確立していない反面、祭政一致といえるほど一体化もしていない前近代北西ユーラシアの場合、神学的観念の「正しさ」と政治における「正しさ」の両側からアプローチするのがオーソドックスな手法である。しかし宗教と政治の「正しさ」は、常に調和的であるわけではない。両者の結合あるいは敵対が最もラディカルな形で現れるのは、暴力の宗教的正当化である。ツァーリ権力に関する三浦の例示がそれだが、教会の自立性が強固な西欧の場合には、ロシアとは逆に、各国君主のレジティマシーと対立する教会のオーソドキシの側から訴えられることが多い。それがいかなる背景の下で焦点化するのかについて、共同研究者の甚野、石黒、坂本と、招聘したザルツブルク大学のA.シュトロマイアー、ベルガモ大学のM.ペッレグリーニおよび武蔵大学の踊共二がそれぞれ報告者及びコメンテータとして検討した。

甚野報告「暴君殺害と宗教的正義」は、16世紀末のイエズス会士ファン・デ・マリアナの『王と王の教育について』と12世紀のジョン・オヴ・ソールズベリの『ポリクラティクス』を比較し、中近世の暴君殺害論の連続性を指摘したものである。政治学はマリアナを共和主義的政治理論の系譜に位置づけているが、暴君殺害論だけを切り離すことなくそのテキスト全体を分析すると、それが政治論ではなく神学理論の枠組みで展開されたことが明らかとなる。君主とは何かを論じる時点で、ジョンとマリアナには公共善や共同体的な国家観がない。彼らは国家をキリスト教的身体と観念しており、君主をその頭の部分と理解している。暴君はその頭が神の意志に背いた時に生まれる。頭が肢体を支配するがゆえに、ひとたび暴君が立つと、肢体を構成する役人や戦士や人民は連鎖的に腐敗する。これを回避するにはそれを除去しなければならない。これが神の付託を受けた暴君殺害である。ただしマリアナは、最終的に暴君殺害を神の手に委ねたジョンとは違い、神の手としての人民による殺害を可能性の一つとして示している。通説はその点だけを取り出して彼を共和主義の系譜に位置づけるが、国家観全体から見ると、彼が意図するのは各国君主に対する教会の統制である。

石黒報告「マキャヴェッリにおける暴力と宗教的契約」は、マキャヴェッリにおける国家樹立者の正義を宗教的暴力の観点から分析し、その思想の多角的分析を目指すものである。彼が見た16世紀初頭のキリスト教世界は、神罰が下されている状況であった。こうした状況にあって彼は、現状を救うには「改革」よりもむしろ「革命」が求められ、新たな国家創立者が必要であ

るとする。なぜならそこには嫉妬や既得権益への執着による強力な妨害が生じるからであり、それを克服するには最終的に暴力しかない。この点でモーゼをモデルとする預言者は被治者に対し極めて強力な正義を持つ。なぜなら預言者は神と話し、神と(国家統治を)契約しているからである。暴力は預言者が政治を担えるかどうかの試金石であり、預言者に率いられた国家に相応しいのはキリスト教である。なぜならキリスト教徒は愛国的な献身心を持つからである。こう見ると、彼が宗教を権力政治の道具としていたという通説は正確ではない。マキャヴェッリは宗教を政治神話と化し、諸正義の上に立つ世俗国家に求められる「正当な暴力」を導いたのである。

シュトロマイヤー報告「宗派対立次代のハプスブルク君主国における抵抗と暴力」は、16世紀のハプスブルク君主国のプロテスタント諸身分(貴族)が、君主によって16世紀末から17世紀初頭に抑圧される中、上オーストリア諸身分の指導者の一人チェルネンブルグが執筆した抵抗権の手稿を分析したものである。その正当化の根拠となるのは、自国オーストリアを双務的義務に基づく公共体と捉え、それを新約聖書の記述によって神の秩序と位置づけること、こうした秩序を保証する臣従礼、諸身分の自由を基準とした他国に対する優越感、この公共体を一方的に変更しようとする君主に対する臣下の抵抗の「歴史」である。中でも歴史が重視され、神学理論の影響が濃厚な西欧的な暴君放伐論とは抵抗の段取りなど共通点もあるが、抵抗の担い手は役人と諸身分に限られ、君主の廃位はともかく殺害は問題にならないなど、異なる点が多かった。

ペレグリーニ報告「中世からルネサンスの教皇と聖戦」は、「十字軍」の観念が、15世紀に、その時代の要請で形成されたことを論証したものである。現在「十字軍」と呼ばれている11世紀から13世紀の遠征活動は「武器を取った巡礼」と呼ばれ、教皇がこの遠征の総帥となる発想も、カトリック世界全体を結集する発想もなく、特定の俗人君主や諸侯に実施を命ずるだけだった。だが13世紀には教皇の呼びかけの下に諸国の君主使節や諸侯が集う先例が生まれる。14世紀後半にオスマン帝国が台頭すると、この先例は教皇両剣論と相まって、「十字軍」(Crusade)という名称を生み出した。ビザンツ滅亡に至る15世紀前半の危機は、教皇が抱いた東西教会合併の夢を水泡に帰し、教皇の指揮下での全カトリック世界の結集と全キリスト教君主同一軍団による遠征を構想させた。そのモデルを創ったのが教皇ピウス2世である。続くルネサンス教皇はキリスト教軍団の長にしてキリスト教世界「ローマ」の防衛者というイメージを発信し続けた。

#### 【4. 全体的結論】

中近世北西ユーラシア・キリスト教世界の「正しい認識」は、展開の場がキリスト教神学か政治かにかかわらず、A単一の政治的共同体を支えるレジティマシーとされた場合は、他者の「正しさ」と切り結び自己を更新することを止め、形式知的な「正しさ」に固定化した。ハプスブルク絶対主義の底流にある機会主義的神意観、「第三のローマ」を背負ったロシアの暴力的アウトクラートル観の形成、ルネサンス教皇の「十字軍」創造による観念上の「統一キリスト教世界」観の形成、ローカルな公共圏の枠内で、宗教的良心と人文知を自国の双務的君臣関係の正当化に捧げるオーストリア・プロテスタントの暴君放伐論はこのパターンに属する。裁判という正義の手続き自体を正義と観念し、自国固有のそれを求める帝国改革期神聖ローマの裁判制度改革も、レジティマシーの確立例と見なしてよいだろう。宗派的マイノリティ、異教徒との交易や交流を続ける境界人、自身が帝国に裁かれることを拒否する諸侯のように、レジティマシーは別の「正しい認識」を持つ集団の面従腹背を生む。その一方レジティマシーはその地域を安定させ、個性を際立たせ、統合を促す効果がある。北西ユーラシア的な権力編成はそれ抜きに考えられない。

一方B宗教的コミュニケーションの中で、政治的共同体を超えてテキスト解釈などの観念上の操作により、普遍的な「正しさ」すなわちオーソドキシを求めた場合は、同じ問題を抱える他者の「正しい認識」と切り結ばざるを得ず、観念上の闘争の中で上書きされ、個々の政治的共同体を超える抽象性を獲得した。ジョンが残した中世カトリック教会の普遍性を掲げ、各国レジティマシー(王権)の身体的有限を突いてその無制約性に異議を唱えたマリアナは、中世の普遍性を近世に架橋した。危機のカトリック教会を支える「正しさ」を求め、「聖霊」の自由解釈に道を開いた公会議の聖職者ジェルソンは、カトリックのレジティマシーをオーソドキシに解き放つ役割を果たした。宗教改革の超国家的な知的ネットワークと出版公共圏の中で反三位一体論を掲げ、神の遍在の問題から思惟と物質の二元的実在、そして有限人工物としての国家を構想する契機を与えたソツィーニ派は、伝統的キリスト教世界のオーソドキシが質的に転換するためのテーマを与えた。こうして生まれた「科学」としての政治は、実在への志向に支えられており、それを「合理的」にしているのは他者との知の交換によるアップデートである。

Cマキャヴェッリの預言者論とポーランドの自由拒否権、マコンの多数決理解は、と の両方にまたがっている。マキャヴェッリが目指すのは預言者の権力行使を範とした政治神学の樹立であり、そのテーマはレジティマシーである。しかし神との契約による国家創設者の正当性とその条件という理論は、念頭にあるフィレンツェを超え、キリスト教世界全体に訴えかけるオーソドキシである。自由拒否権の主張には、それをポーランドという政治的共同体のレジティマシーに据える動きと、それを超えてアリストテレス的文化圏のオーソドキシとして訴える動きの両方が含まれている。両者を使い分け得たところに、この地域の超主権国家的性格が現れている。主権国家的発展を遂げたフランスの中心部マコンの場合は、レジティマシーを志向するドマの多数決理論が受け入れられつつも、村の現実の諸関係に由来するゆらぎが存在し、そこにさしあたり古い「健全性」という言葉で表現されるオーソドキシへの志向が、自治的コミュニケーションの中に存在する。それは入れ替わる関係ではなく、両者が補完的に機能しあっていた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 0件）

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名<br>Masaki Taguchi  | 4. 巻<br>135             |
| 2. 論文標題<br>Freiwillige Gerichtsbarkeit und Bestaetigungen am Herrscherhof im deutschen Spaetmittelalter | 5. 発行年<br>2018年         |
| 3. 雑誌名<br>Zeitschrift der Savigny-Stiftung fuer Rechtsgeschichte Germanistische Abteilung               | 6. 最初と最後の頁<br>69-189    |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>10.26498/zrgga-2018-1350101  | 査読の有無<br>有              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>該当する            |
| 1. 著者名<br>小山哲   | 4. 巻<br>40,             |
| 2. 論文標題<br>多宗派の共和国 近世ポーランド・リトアニア共和国における諸宗派共存体制とその変容   | 5. 発行年<br>2018年         |
| 3. 雑誌名<br>東欧史研究   | 6. 最初と最後の頁<br>109-121   |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-               |
| 1. 著者名<br>鈴木道也  | 4. 巻<br>44              |
| 2. 論文標題<br>13世紀に歴史を書くということ：プリマと『王の物語』(1), グネ ベルナル（翻訳）   | 5. 発行年<br>2018年         |
| 3. 雑誌名<br>東洋大学文学部紀要. 史学科  | 6. 最初と最後の頁<br>234 - 243 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-               |
| 1. 著者名<br>三浦清美  | 4. 巻<br>8               |
| 2. 論文標題<br>中世ロシア文学図書館(XIII)プスコフの歴史と文学   | 5. 発行年<br>2018年         |
| 3. 雑誌名<br>エクフラシス  | 6. 最初と最後の頁<br>82-107    |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-               |

|   |                    |
|---|--------------------|
| 1. 著者名<br>三浦清美  | 4. 巻<br>31-1       |
| 2. 論文標題<br>中世ロシア文学図書館(XIV)所有派と無所有派の論争 ヨシフ・ヴォロツキイ、ヴァッシアン・パトリ<br>ケーエフ、ニル・ソルスキイの作品 | 5. 発行年<br>2019年    |
| 3. 雑誌名<br>電気通信大学紀要  | 6. 最初と最後の頁<br>1-26 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無         |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-          |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>Morihiisa Ishiguro  | 4. 巻<br>3           |
| 2. 論文標題<br>La fortuna di Machiavelli in Giappone dal 1868 al 1945. Kitaro Nishida e il problema dell<br>Ragion di Stato | 5. 発行年<br>2018年     |
| 3. 雑誌名<br>Rivista di Politica   | 6. 最初と最後の頁<br>13-24 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>該当する        |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>坂本邦暢                         | 4. 巻<br>52          |
| 2. 論文標題<br>デカルトに知られざる神 - 新哲学とアレオパゴス説教  | 5. 発行年<br>2018年     |
| 3. 雑誌名<br>東洋大学文学部紀要                    | 6. 最初と最後の頁<br>65-81 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし          | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>小山哲                                       | 4. 巻<br>40            |
| 2. 論文標題<br>多宗派の共和国 近世ポーランド・リトアニア共和国における諸宗派共存体制とその変容 | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>東欧史研究                                     | 6. 最初と最後の頁<br>109-121 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし                       | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難              | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>甚野尚志   | 4. 巻<br>63            |
| 2. 論文標題<br>朝河貫一の西洋中世史の研究と教育活動 - イェール大学所蔵『朝河貫一文書 (Asakawa Papers)』の分析から | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>早稲田大学文学研究科紀要   | 6. 最初と最後の頁<br>559-582 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                                 | 国際共著<br>-             |

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1. 著者名<br>田口正樹                         | 4. 巻<br>68-2       |
| 2. 論文標題<br>ヴェンツェル時代のドイツ国王裁判権と確認行為      | 5. 発行年<br>2017年    |
| 3. 雑誌名<br>北大法学論集                       | 6. 最初と最後の頁<br>1-57 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし         | 査読の有無<br>無         |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-          |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>鈴木道也                         | 4. 巻<br>71            |
| 2. 論文標題<br>中世の政治文化をめぐって-中世フランス政治史研究の現状 | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>東洋大学文学部紀要                    | 6. 最初と最後の頁<br>283-356 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし         | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-             |

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 著者名<br>三浦清美                          | 4. 巻<br>8            |
| 2. 論文標題<br>中世ロシア文学図書館 (XIII) プスコフの歴史と文学 | 5. 発行年<br>2018年      |
| 3. 雑誌名<br>エクフラシス                        | 6. 最初と最後の頁<br>82-107 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし          | 査読の有無<br>有           |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-            |



|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>坂本邦暢                            | 4. 巻<br>4           |
| 2. 論文標題<br>聖と俗のあいだのアリストテレス：スコラ学、文芸復興、宗教改革 | 5. 発行年<br>2017年     |
| 3. 雑誌名<br>NIX（ニユクス）                       | 6. 最初と最後の頁<br>82-97 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし             | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難    | 国際共著<br>-           |

〔学会発表〕 計12件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 0件）

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>田口正樹                               |
| 2. 発表標題<br>裁きに服する王 13・14世紀ドイツにおける支配者と法の関係の一側面 |
| 3. 学会等名<br>平成30年度北大史学会大会（招待講演）                |
| 4. 発表年<br>2018年                               |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>田口正樹   |
| 2. 発表標題<br>中世後期ドイツの帝国集会和法専門家                            |
| 3. 学会等名<br>第68回日本西洋史学会 小シンポジウム「西洋中近世における法専門家の役割と国制史的意義」 |
| 4. 発表年<br>2018年   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Masaki Taguchi  |
| 2. 発表標題<br>Herrscher, Hofgericht und Schiedsgericht. Gerichtliche Entscheidungen am deutschen Herrscherhof im 14. Jahrhundert.                                     |
| 3. 学会等名<br>“Urteiler, Richter, Spruch&ouml;rper. Entscheidungsfindung und Entscheidungsmechanismen in der Europ&auml;ischen Rechtskultur”. Tagung in Wetzlar（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2018年  |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>甚野尚志                             |
| 2. 発表標題<br>朝河貫一の1930年代以降の歴史研究               |
| 3. 学会等名<br>朝河貫一没後70年記念国際シンポジウム（早稲田大学）（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2018年                             |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>皆川卓                           |
| 2. 発表標題<br>「中世ヨーロッパにおける書簡とコミュニケーション」コメント |
| 3. 学会等名<br>第68回日本西洋史学会大会（招待講演）           |
| 4. 発表年<br>2018年                          |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>皆川卓                                  |
| 2. 発表標題<br>「第1セッション ヨーロッパにおける国際関係の成立からEUまで」指定討論 |
| 3. 学会等名<br>第18回日韓歴史家会議「国際関係 - その歴史的考察」（招待講演）    |
| 4. 発表年<br>2018年                                 |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>皆川卓                             |
| 2. 発表標題<br>中近世移行期の神聖ローマ帝国軍制 - 領邦軍制との関係を中心に |
| 3. 学会等名<br>山形大学歴史・地理・人類学研究会20回大会（招待講演）     |
| 4. 発表年<br>2018年                            |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>小山哲                                      |
| 2. 発表標題<br>多宗派の共和国 近世ポーランド・リトアニア共和国における諸宗派共存体制とその変容 |
| 3. 学会等名<br>東欧史研究会2017年度大会（招待講演）                     |
| 4. 発表年<br>2017年                                     |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>甚野尚志   |
| 2. 発表標題<br>日本の近代歴史学と概念化の問題 - 「封建制」概念をめぐって   |
| 3. 学会等名<br>第9回東アジア人文学フォーラム「東アジアにおける人文学の復興 (Reconstruction of the Humanities in East Asia)」、(招待講演) |
| 4. 発表年<br>2017年   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>長谷川まゆ帆                                    |
| 2. 発表標題<br>近世フランス史から: グラフィニ夫人とその書簡体小説について            |
| 3. 学会等名<br>第 67 回日本西洋史学会小シンポジウム「エゴ・ドキュメントの比較史」(招待講演) |
| 4. 発表年<br>2017年                                      |

|                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名<br>坂本邦暢                   |
| 2. 発表標題<br>反三位一体の影の下で: 遍在、新科学、世俗化 |
| 3. 学会等名<br>本科研費第2回研究会(招待講演)       |
| 4. 発表年<br>2018年                   |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>鈴木道也   |
| 2. 発表標題<br>Vincent of Beauvais and Alexander the Great  |
| 3. 学会等名<br>The 8th International Conference on the Medieval Chronicle (University of Lisbon [Portugal]) |
| 4. 発表年<br>2017年   |

〔図書〕 計8件

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>長谷川まゆ帆                    | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>東京大学出版会                   | 5. 総ページ数<br>496 |
| 3. 書名<br>近世フランスの法と身体 - 教区の女たちが産婆を選ぶ |                 |

|                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>森原隆（編著）、皆川卓他著         | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>成文堂                   | 5. 総ページ数<br>326 |
| 3. 書名<br>ヨーロッパの政治文化史 - 統合・分裂・戦争 |                 |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>海老沢忠・近藤成一・甚野尚志（編著） | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>吉川弘文館              | 5. 総ページ数<br>284 |
| 3. 書名<br>朝河貫一と人文学の形成         |                 |

|                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>田上孝一・本郷朝香（編著）、坂本邦暢他著       | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>法政大学出版局                    | 5. 総ページ数<br>334 |
| 3. 書名<br>原子論の可能性 - 近現代哲学における古典的思惟の反響 |                 |

|                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>踊共二（編）、深澤克己、岩倉依子、皆川卓他 | 4. 発行年<br>2017年 |
| 2. 出版社<br>ミネルヴァ書房               | 5. 総ページ数<br>337 |
| 3. 書名<br>記憶と忘却のドイツ宗教改革          |                 |

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>中村唯史・大平陽一（編）、三浦清美、奈倉有里他著 | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>水声社                      | 5. 総ページ数<br>288 |
| 3. 書名<br>自叙の迷宮 近代ロシア文化における自伝的言説    |                 |

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 著者名<br>Stefano U. Baldassarri(ed.), Raoul Bruni, Morihisa Ishiguro, Haruyuki Kojima a.o. | 4. 発行年<br>2017年 |
| 2. 出版社<br>Angello Pontecorboli  | 5. 総ページ数<br>263 |
| 3. 書名<br>Italia e Giappone a confronto: cultura, psicologia, arti                           |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>河本英夫・稲垣諭(編)、吉永和加、三重野清顕、坂本邦暢他 | 4. 発行年<br>2018年 |
| 2. 出版社<br>晃洋書房                         | 5. 総ページ数<br>216 |
| 3. 書名<br>哲学のメタモルフォーゼ                   |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

|  |
|--|
| <p>第68回日本西洋史学会大会<br/> <a href="http://www.seiyoushigakkai.org/2018/program.html">http://www.seiyoushigakkai.org/2018/program.html</a><br/>         近世フランスの法と身体<br/> <a href="http://www.utp.or.jp/book/b335430.html">http://www.utp.or.jp/book/b335430.html</a><br/>         朝河貞一没後70年記念国際シンポジウム<br/> <a href="https://www.waseda.jp/flas/rilas/news/2018/05/11/4826/">https://www.waseda.jp/flas/rilas/news/2018/05/11/4826/</a><br/>         山形大学歴史・地理・人類学研究会第20回大会<br/> <a href="https://www-hs.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/05/f1657b5491ef0e726b8e8acfc56505b9.pdf">https://www-hs.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/05/f1657b5491ef0e726b8e8acfc56505b9.pdf</a></p> |
|--|

6. 研究組織

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)               | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)         | 備考 |
|-------|---|-------------------------------|----|
| 研究分担者 | 田口 正樹<br>(Taguchi Masaki)<br>(20206931) | 北海道大学・法学研究科・教授<br><br>(10101) |    |
| 研究分担者 | 三浦 清美<br>(Miura Kiyoharu)<br>(20272750) | 早稲田大学・文学学術院・教授<br><br>(32689) |    |
| 研究分担者 | 鈴木 道也<br>(Suzuki Michiya)<br>(50292636) | 東洋大学・文学部・教授<br><br>(32663)    |    |

## 6. 研究組織（つづき）

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)                          | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)                     | 備考 |
|-------|--|---|----|
| 研究分担者 | 石黒 盛久<br><br>(Ishiguro Morihisa)<br><br>(50311030) | 金沢大学・歴史言語文化学系・教授<br><br><br><br>(13301)   |    |
| 研究分担者 | 長谷川 まゆ帆<br><br>(Hasegawa Mayuho)<br><br>(60192697) | 東京大学・大学院総合文化研究科・教授<br><br><br><br>(12601) |    |
| 研究分担者 | 小山 哲<br><br>(Koyama Satoshi)<br><br>(80215425)     | 京都大学・文学研究科・教授<br><br><br><br>(14301)      |    |
| 研究分担者 | 坂本 邦暢<br><br>(Sakamoto Kuninobu)<br><br>(80778530) | 明治大学・文学部・専任講師<br><br><br><br>(32682)      |    |
| 研究分担者 | 甚野 尚志<br><br>(Jinno Takashi)<br><br>(90162825)     | 早稲田大学・文学学術院・教授<br><br><br><br>(32689)     |    |

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関                                     |              |  |  |
|---------|---|--------------|--|--|
| オーストリア  | Institut for Habsburg and<br>Balkan Studies |              |  |  |
| イタリア    | Istituto Storico Italo-<br>Germanico        | ISI Florence |  |  |